

## 令和4年度十勝中部広域水道企業団資金不足比率の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全に関する法律」が制定され、公営企業を運営する地方公共団体は、資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

公営企業においては、この資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

令和4年度の資金不足比率は次のとおりです。

資金不足比率	経営健全化基準
—	20.00%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示されます。

### ○資金不足比率とは

公営企業の資金不足を事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

### ○資金不足比率の算出について

資金不足比率の算出方法及び水道用水供給事業会計決算に基づく計算結果は以下のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (流動負債 - 控除企業債等 - 流動資産)}}{\text{事業の規模 (営業収益の額 - 受託工事収益の額)}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{572,837\text{千円} - 486,727\text{千円} - 591,753\text{千円}}{1,113,192\text{千円} - 0\text{千円}} = \frac{\Delta 505,643\text{千円}}{1,113,192\text{千円}}$$

(—)